

買受適格証明願（農地法第3条関係）について

- 1 内 容 農地を耕作目的で取得するために参加する競売や公売に必要な証明書の発行を申請するものです。競売や公売で取得しようとする農地を含めて経営面積が50a以上となることや年間150日以上農作業に従事していることなどが要件となっています。
- 2 申請受付 買受適格証明は毎月開催する農業委員会総会で審議しますので、競売・公売の入札に間に合うよう早めに申請してください。（通常締切毎月10日）
- 3 申 請 買受適格証明願 2部
- 4 添付書類 各1部、以下のとおり（証明書類は申請前3カ月以内の原本とする）

（準備の際、口欄に✓してご確認ください。）

基本添付書類		
<input type="checkbox"/> 土地登記事項証明書（原本）	…全部事項証明書に限る（競売・公売の対象農地）	法務局
市外の者の場合（生産法人を含む）		
<input type="checkbox"/> 住民票謄本（生産法人の場合は不要）		
<input type="checkbox"/> 耕作証明書	…住所地の農業委員会が発行したもの	
<input type="checkbox"/> 農地等利用計画書		
<input type="checkbox"/> 通作図	…自宅から申請地までの経路を示した地図	
譲受人が生産法人の場合		
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書（原本）		法務局
<input type="checkbox"/> 定款又は寄附行為の写し		
<input type="checkbox"/> 農業生産法人としての事業等報告書		
<input type="checkbox"/> 構成員名簿（組合員・株主名簿等の写し）		
譲受人が新規就農者の場合		
<input type="checkbox"/> 農地等利用計画書		
代理人が申請する場合		
<input type="checkbox"/> 委任状		
その他個別内容に応じて添付		
<input type="checkbox"/> 農業委員会が必要に応じて求めるもの		

- 5 申請～証明書発行のスケジュール
毎月10日までに申請された案件は、農業委員会（当該月の25日頃開催）で審議されます。
許可となった証明願については、証明書を交付する旨をお知らせしますので、窓口で買受適格証明書の交付を受けてください。
- 6 お 願 い
申請にあたって、市内の方はお住まいの地区の担当農業委員、市外の方は入札に参加する土地がある地区の担当農業委員へご連絡ください。
また、市外の方は営農状況確認のため自宅や営農の拠点に農業委員が訪問することとなりますので日程調整にご協力ください。
- 7 落札後の手続き
競売の場合は最高価買受申出人証明書（裁判所発行）、公売の場合は売却決定通知書（収納課発行）及び印鑑を持参して、許可証の発行を受けてください。